【学校感染症】※これは、一部です。学校保健安全法に基づき対処いたします。

分類	疾　病　名	出席停止期間の基準
第一種	重症急性呼吸器症候群、 エボラ出血熱、 クリミア・コンゴ出血熱等	治癒するまで （医師において認められるまで）
第二種	インフルエンザ	発症した後５日を経過するまで
	新型コロナウイルス	発症した後５日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで。または ５日間の抗菌剤治療終了まで
	麻疹	解熱後３日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	発症した後５日を経過するまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主症状消退後２日経過まで

分類	疾　病　名	出席停止期間の基準
第二種	結核	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
第三種	腸管出血性大腸菌感染症、細菌性赤痢、流行性角結膜炎等	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

●学校感染症について詳しくはこちらを参照してください。